

習志野市障がい者地域共生協議会

提言書

令和 5 年 3 月

## はじめに

習志野市に「障がい者自立支援協議会」が発足し、15年が経過します。

この間、制度と共に名称も「障がい者地域共生協議会」と変わり、協議の内容も時代や地域の実情に合わせ、変化してきました。

5期目となる今期、これまで3期にわたり協議会が提言してきた基幹相談支援センターの設立が叶い、また、障がいのある方達の重度化、高齢化を見据えての居住支援体制の構築を図る地域生活支援拠点等も、この4月よりスタートすることとなりました。

いずれも、この習志野市の障がい福祉においては、今後不可欠となる機能がようやく整備された訳ではありますが、まだまだ未完成と言わざるを得ません。ようやくスタートラインに立った今、今後はこれらを市内の実情に合わせ、しっかりと機能していくためにも、引き続き協議会としても検証や協議を重ねいかねばならないと考えております。

また、市内では近年、数多くの障がい福祉サービス事業所が立ち上がりました。当事者や家族にとって選択肢が増えたものの、ニーズも多様化し、依然として制度だけではカバーできないことや、柔軟な制度運用が求められるケースも増えております。

この障がい者地域共生協議会に求められる役割も年々増えつつありますが、これからも協議会活動の原点である「地域の声」を大切に、地域課題を抽出し、市政に伝えていく役割をしっかりと果たしていく為に、次期の活動に向け準備を整えて参ります。

この提言書は、今期、コロナ禍で多くの制約もある中で委員34名（延べ102名）が5つの部会に分かれ、この3年間の任期の中で延べ172回の検討（会議）と研修会、講座、地域の催し等の活動を通し、協議、作成してきたものです。

市長をはじめ、庁舎内で担当される多くの職員の皆様にお目通し頂けることを切に願い、提出致します。

令和5年3月27日

習志野市障がい者地域共生協議会

会長 松尾 公平

## もくじ

### I . 協議会全体からの重要提言項目

※「重要提言項目」とは全提言の中から優先度高く協議すべきことを精査し、抽出した項目となります。

#### ①命を守る為の備えを …… 4ページ

～重症心身障がい児者及び医療的ケア児者等に対する災害時の対応について～

#### ②障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて …… 5ページ

～地域生活支援拠点等の今後の見通しについて～

#### ③実態に即した 30 年先の計画策定を …… 5ページ

～福祉ゾーン建替え計画について～

#### ④「あたりまえ」の地域活動への参加実現に向けて …… 6ページ

～移動支援サービスの促進について～

### II . 各部会からの提言

#### 相談支援部会 からの提言 …… 7ページ

- ①相談支援事業所の整備、誘致
- ②市内居住者のニーズの把握
- ③相談窓口の更なる周知
- ④支援者育成の仕組みづくり

#### 児童部会 からの提言 …… 10ページ

- ①ライフサポートファイルの活用に向けて

#### 就労支援部会 からの提言 …… 11ページ

- ①就労系障害福祉サービスにおける状況に合わせた柔軟な支給決定
- ②中小企業における障がい者雇用促進のための助成制度の実施

#### 地域生活支援部会 からの提言 …… 13ページ

- ①共生型サービスの推進
- ②医療的ケア児等に関するコーディネーター機能の整備

#### 社会資源開発・改善部会 からの提言 …… 13ページ

- ①障がいのある人の住宅確保と住み続けるための支援について
- ②入浴難民（自宅で入浴が困難な方）の入浴支援の拡充について

#### 巻末資料 移動支援アンケート（令和4年5月実施） …… 14ページ

# I. 協議会全体からの 重要提言項目

協議会からの重要提言 ①

〈地域生活支援部会〉

## 命を守る為の備えを

～重症心身障がい児者及び医療的ケア児者等に対する災害時の対応について～

### ○ならとも避難ぷらん作成の推進

令和2年度に行った重症心身障がい児者及び医療的ケア児者実態調査にて回答のあった40名について、個別の配慮事項や支援に必要な事項をまとめた「ならとも避難ぷらん」の作成を試行から本格運用として取り組んでいただきたい。今後、電源を必要とする医療機器を使用している方や市が把握する重症心身障がい児者及び18歳未満発症の医療的ケア児者の「ならとも避難ぷらん」作成を目指していただきたい。  
又、実態調査についても隨時更新出来る様、進めていただきたい。

### ○災害支援に係わる連携体制の強化

- ・災害支援に関わる市の関係各課との情報共有、協力体制を進めていただきたい。
- ・国が推進する指定福祉避難所等への直接の避難の促進について進めていただきたい。（第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取に記載、県からの指示やバックアップを要望した。）
- ・習志野保健所においても災害時支援表を作成しているが、取組状況を共有し、協働出来る部分を検討していただきたい。
- ・災害時に、重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の存在を気にかけてもらえる様、平時から協力体制を構築し、町ぐるみで支援していく様な体制が必要であると考えます。

### ○重症心身障がい児者及び医療的ケア児者等に対する災害時の備えの充実

- ・非常用電源として、蓄電池を日常生活用具の支給対象としていただきたい。
- ・電源を必要とする医療機器を使用している等、電源の確保が必要な方に、災害時に停電した場合、市庁舎の非常用電源を使用し、蓄電池等を充電出来る体制づくりを進めていただきたい。
- ・非常用電源を所有している会社、工場等に医療機器を使用している等、電源の確保が必要な方の災害時における支援について、協力をしてもらえる体制づくりを進めていただきたい。また、自治会の防災訓練等に参加して、地域の方に存在を知ってもらうことによって、災害時に重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の存在を気にかけてもらえる様、平時から協力体制を構築し、町ぐるみで支援していく様な体制が必要であると考えます。
- ・災害時の電源確保として、電気自動車が考えられますが、購入費の助成等を検討していただきたい。
- ・福祉避難所や「ならとも避難ぷらん」の避難先候補となった施設に発電機を備蓄していただきたい。発電機については、機能性の高い安全な物を特に総合福祉センターに重点的に備蓄していただきたい。

### ○医療との連携の強化

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者が、地域の医療機関にかかることが出来る様、医療関係者と検討を進めています。障がい児者を受け入れている医療機関に対して、障がい児者に優しい医療機関としてステッカーをお渡しし、病院に掲示していただきたい。

## 障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて

～地域生活支援拠点等の今後の見通しについて～

### ○地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）における空室補償について

- ・施設を緊急時に利用出来る様にする為に、施設に対して空室補償を行うことを考えていただきたい。

### ○地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）の今後の見通しについて

- ・5つの機能（相談/緊急時の受入・対応/体験の機会・場/専門的人材の確保・養成/地域の体制づくり）の評価をし、どの時期にどう取り組むのか示してもらいたい。
- ・拠点コーディネータの配置はいつになるのかを示してもらいたい。
- ・緊急時対応の登録の開始予定について示してほしい。

## 実態に即した 30 年先の計画策定を

～福祉ゾーン建替え計画について～

### ○福祉ゾーン再整備について（地域生活支援部会）

- ・市内の生活介護施設に空きが無い状態であり、これから学校を卒業する重症心身障がい児及び医療的ケア児の進路が厳しい状況です。特に重症心身障がい児の卒後の日中活動の場の確保は急務であり、建替え計画の中で、検討課題としていただきたい。
- ・福祉ゾーンの中に、重症心身障がい児者及び医療的ケア児者が緊急時に短期入所出来る施設を整備していただきたい。
- 地域生活支援拠点等にも関わりますが、面的整備だけでなく、多機能拠点整備の必要性もあると考えます。先行事例である浦安市や柏市の視察を行うことも併せて提案します。
- ・福祉ゾーン再整備の検討に障がい者地域共生協議会も参画させていただきたい。

### ○福祉ゾーン建替え計画について（社会資源開発・改善部会）

- ・福祉ゾーン建て替えについて、今後の市の福祉政策をより良く反映するため計画の策定段階から、習志野市地域共生協議会の委員参加をお願いしたい。
- ・重症心身障がい者と医療的ケアの必要な者の日中活動の場（生活介護）を整備していただきたい。
- ・重症心身障がい者児と医療的ケアの必要な者児の入浴設備とサービスを整備してもらいたい。
- ・精神障がい者児、身体障がい者児、重症心身障がい者児と医療的ケアの必要な者児が利用できる短期入所事業を整備してもらいたい。
- ・30 年後の習志野市の障がい者福祉が必要とされる、高齢障がい者及び地域生活支援拠点等の機能を整備していただきたい。

## 「あたりまえ」の地域活動への参加実現に向けて

～移動支援サービスの促進について～

習志野市地域生活支援事業に基づく「移動支援事業」参入事業所の増加及び従業員増員に対する支援策として下記 3 点の改善を検討していただきたい。

### ○移動支援事業の報酬単価の引き上げ

### ○資格取得費用の補助（初任者研修、実務者研修資格取得費用の補助）

### ○ガイドヘルパーの認可

2期（6年）にわたり、移動支援事業においては検討を重ねてきましたが、一向に参入事業者が増える見込みがありません。令和3年度に児童部会で実施した「相談支援事業所」、及び「移動支援事業所」向けアンケート（巻末資料① 参照）からも、依然としてご利用者様からは「学校や施設等への送迎ニーズ」や「余暇支援」があるにも関わらず、サービス提供できる事業者や人員が無く、支援を断念せざるを得ない実態がわかっておりました。

このことは、朝の送迎に見合う報酬単価やご利用される方の多い土日のニーズに対しての報酬単価設定が為されていないこと、また、事業所側が資格取得費用の負担を強いられていることが原因です。

さらに、習志野市の要綱では、ガイドヘルパー研修だけでは移動支援の支援員と認めておらず、他事業を行っている事業所が参入できない状況にもあります。

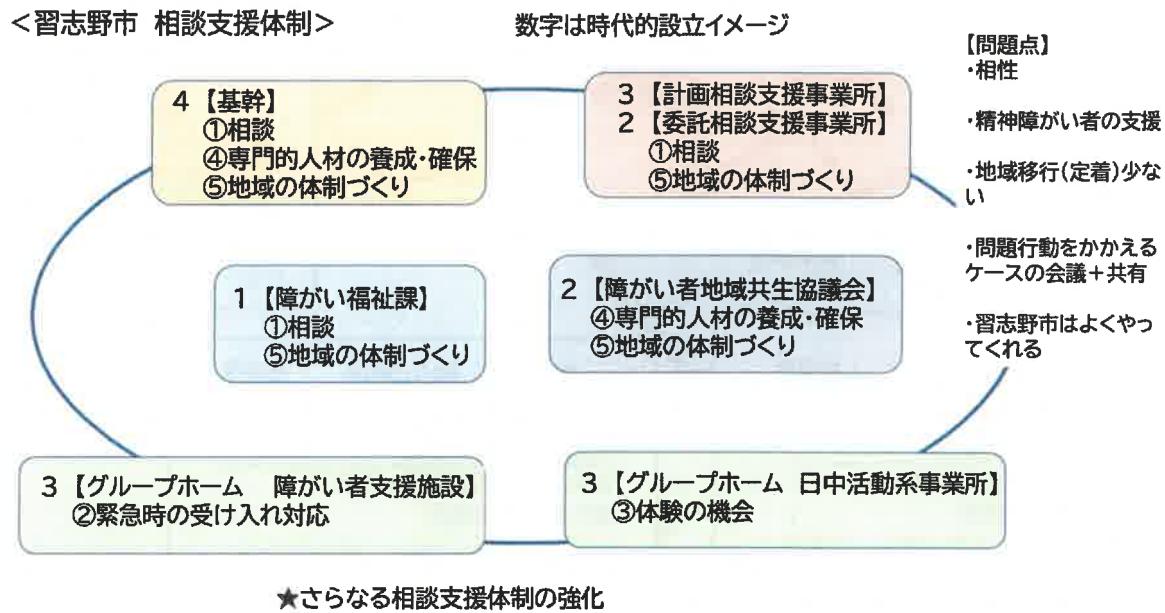
このような状況を踏まえ、要綱の変更と、新規事業所の参入増加と現在事業継続している移動支援事業者に対しての改善を切に求めます。

## II. 各部会からの提言

### — 相談支援部会からの提言 —

習志野市の障がいに関する相談支援体制について

#### 1. 現状



#### 前期（3年前）の課題

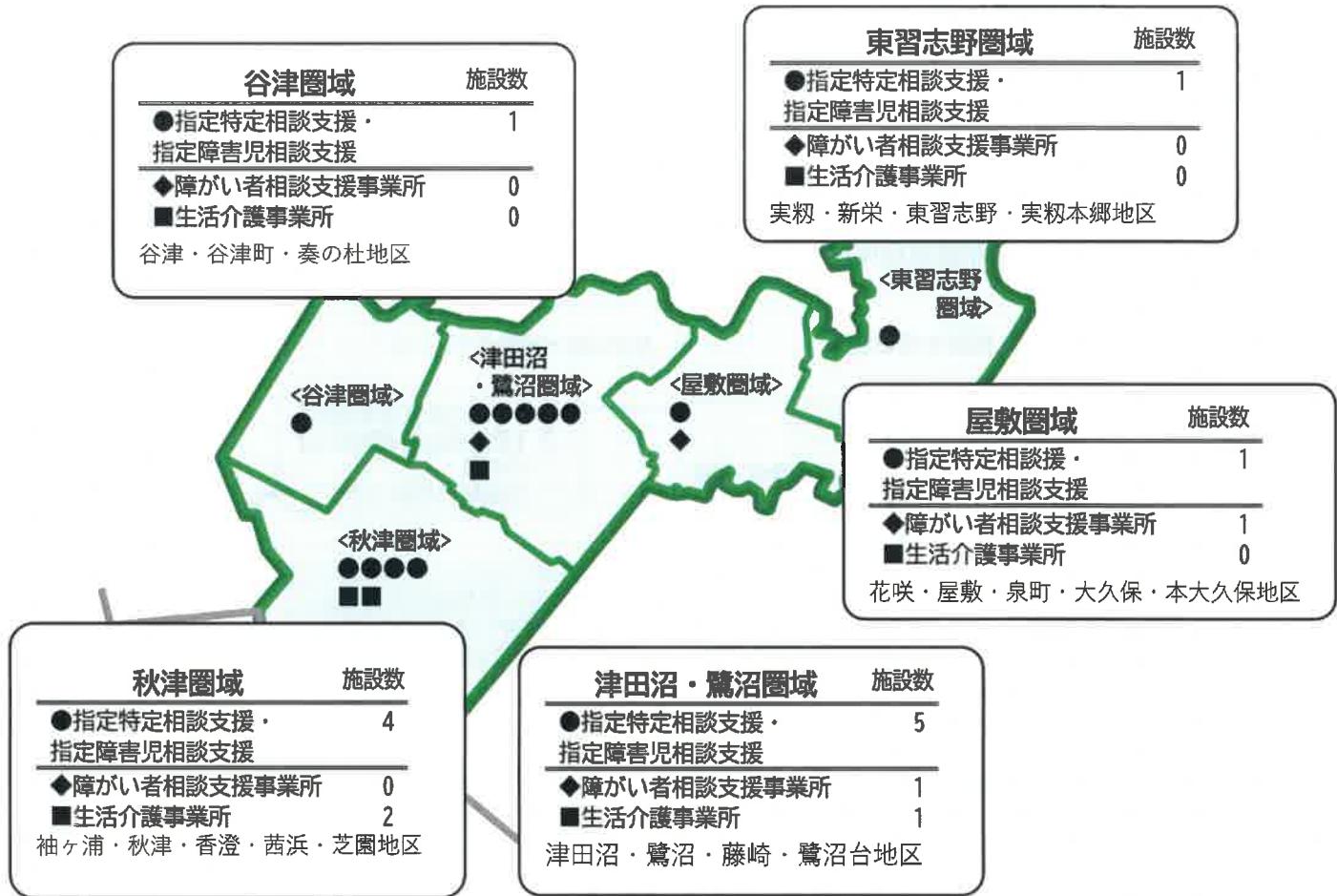
- ①どこに相談してよいかわからない
- ②世帯の中に複数の問題が存在する中で、世帯全体のコーディネート役が不在。
- ③制度内の支援はついているが、各支援者間での意思疎通が難しく、世帯全体のかじ取りが必要。
- ④どの制度にも当てはまらない狭間の課題
- ⑤地域の支援者育成の中心的役割の不在

#### 現在の状況

- ①は、地域の中で地域包括支援センターが身近な相談役としての機能があり、障害関連の課題と思われることは障がい福祉課・基幹相談支援センターりんと連携ができつつある。
- ②③は、基幹相談支援センターりんの役割として取り組んでいる。
- ④は、中核地域相談支援センターまるっとや生活相談支援センターらいふあっぷ習志野、基幹相談支援センターりん、委託相談事業所、市の各担当課のさらなる協力体制や連携が必要
- ⑤は、計画相談事業所連絡会により、基幹相談支援センターを中心に一人職場の多い相談支援専門員の相談体制・連携の仕組みはできつつある。相談支援専門員だけでなく、支援者のスキルアップ等の研修には課題が残る。

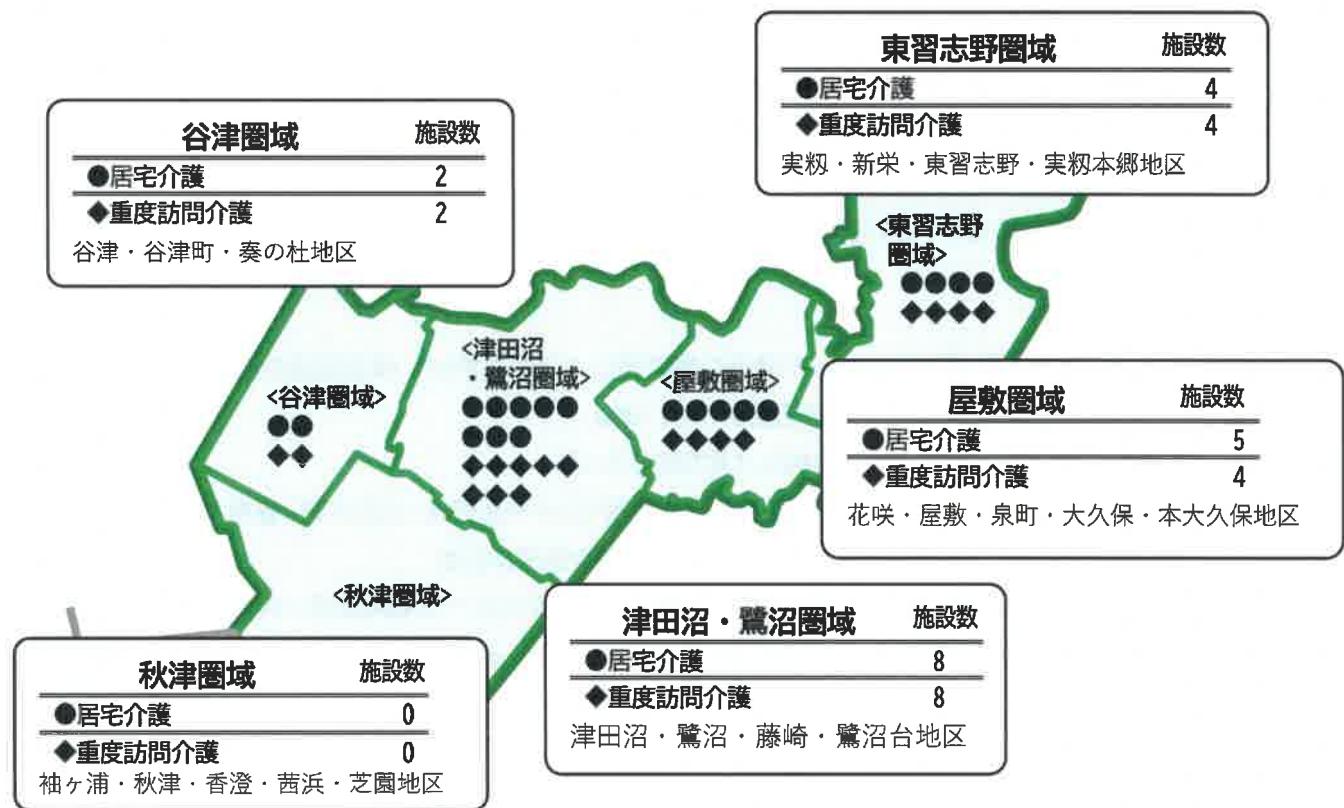
【障害福祉サービス事業所数】(相談支援、生活介護)

令和5年2月1日現在



【障害福祉サービス事業所数】(居宅事業所)

令和5年2月1日現在



相談部会からの提言 ①

### ○相談支援事業所の整備、誘致

- 障害福祉サービス等受給者数：1837人
- 障害者総合支援法分 セルフプラン率：32.2%
- 児童福祉法分 セルフプラン率：41.3% ※令和4年3月末時点

特に、子どもの相談支援専門員が不足している。子どもの成長に合わせた支援、その後の中高生時から大人の支援者にスムーズに移行するために、子どもも大人もできる事業所の整備や誘致が必要。

相談部会からの提言 ②

### ○市内居住者のニーズの把握

計画相談事業所はじめ、市内の事業所が不足している。（資料 P8 参照）

地域定着支援は1事業所のみ、自立生活援助ができる事業所は市内にない。

近年グループホームが増加しているが、習志野市民の市内のグループホーム利用率は44%にとどまっており、グループホーム設置時の利用者のニーズの把握不足や、設置場所に関する情報の少なさが原因であると思われる。しっかりとしたニーズ把握や、市による情報提供がなされれば、市民の市内グループホーム利用率向上につながると思われる。

※参考 市外からの市内グループホーム入居者の入居グループホームへの住民票の異動率は49%

地域生活支援拠点整備の充実に向けて、グループホーム支援ワーカーと協働し、必要なサービス提供が可能になるような仕組みづくりと、必要とする方々への実態調査を行うことが必要。さらに実態調査の核となる人材＝拠点コーディネータが不可欠であると思われる。

また、令和5年4月からの地域生活支援拠点開始による相談窓口のさらなる明確化が期待される。将来を見据え、身近な相談場所になりつつある地域包括支援センターでの、障がい者を含めた相談者のワンストップ化を行うことも必要と考える。

相談部会からの提言 ③

### ○相談窓口の更なる周知

相談窓口のさらなる周知と協働・連携が必要であり、障がいの方の相談を身近な高齢者のための相談窓口でも受けつけることが地域生活の安心につながると考える。今後、協議される重層的支援体制構築協議の場に「ならとも委員」の参画を求める。

相談部会からの提言 ④

### ○支援者育成の仕組みづくり

意思決定支援は権利擁護のうえで不可欠であり、障がい特性に応じた支援ができるような人材育成の仕組みや環境づくりの推進が必要である。

# － 児童部会 からの提言 －

## 児童部会からの提言 ①

ライフサポートファイルを活用するために以下の取り組みを提言致します。

### ○ライフサポートファイルの作成プロセスの確認

障害福祉サービス受給者証に「ライフサポートファイル作成済み・未作成」の項目を記載し、交付時に必ず確認を行ってください。

### ○ライフサポートファイルの更新の確認

当人が所属する機関に必ず半年に1回以上、「ライフサポートファイル」の確認を行うよう周知・啓発をお願いします。

### ○ライフサポートファイルの配布方法の見直し

ライフサポートファイルの書式をファイルに綴り（インデックスを付けたもの）、ご本人及び保護者にその場で配布できるようにしてください。また、電子化に対してのご検討をお願いします。

現在、幼稚園、保育所、こども園では「ライフサポートファイル」の活用がひまわり発達相談センターの周知により広まっています。ただ、学齢期以降の保護者や成人した当事者の中には、現在も作成していないかったり、活用方法の認識が進んでいないことが見られています。

その改善として、市役所、相談支援事業所ではご本人・保護者と面会時に作成したかどうかの確認（相談支援事業所には確認した際に加算の創設をお願いします）を行い、所属機関（福祉サービス事業所、教育機関、企業）に向けては、ライフサポートファイル作成のための学習会開催をお願い致します。併せて、所属機関では、最低でも半年に1回以上、「ライフサポートファイル」の確認を行うように周知・啓発もお願い致します。「支援の共通理解」や「途切れの無い支援」を行うために事業所等にも周知を図り、支援計画書を作成する際に活用出来るものとしてください。

また今後は、ライフサポートファイルの導入が進むよう市のラインやツイッターに定期的な情報発信をお願い致します。そして、当人や保護者が必要と感じた時にすぐに配布・記録が出来るように、書式・インデックスを挟んだライフサポートファイルにしてください。また、将来的には関係機関も閲覧できやすい方法として、ライフサポートファイルの電子化のご検討もお願いします。

# — 就労支援部会 からの提言 —

障がいのある方の一般就労が大きく促進される契機となった「障害者自立支援法」（現・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成17年11月7日公布。平成18年4月1日施行。）において、「福祉的就労から一般雇用への移行促進」が掲げられてから、15年以上が経過しました。近年では、企業等の雇用の場において、法定雇用率への算定を度外視した短時間労働等のケースも増える等、障がいのある方の「働き方」も多様化して参りました。

一方、長年に渡って雇用の場における戦力として活躍してきた方々が、40歳を過ぎて体力の低下等が原因でリタイアするケースや、特別支援学校等からの一般就労促進に伴い、職場への適応不全から若年で離職に至るケースや精神面で二次障害を負うケースも増加傾向にあるなど、新たな課題も増えつつあり、「働き方」の多様化と共に、就労支援を巡る状況や求められる支援も大きく変わりつつあります。

また、市内就労系事業所も近年急増しました（下図参照）。利用する方にとっての選択肢が増える事は喜ばしいことですが、県内の一部地域やサービスにおいては飽和状態ともいえる程、事業所数も増えたことで、利用者確保の為の過剰な勧誘やサービスも散見され、法令順守やサービスの質という点では、この習志野市においても、就労系サービス全体のボトムアップを図る為の仕組みや新規事業所の開設に関しても慎重な判断が必要と思われます。

【障害福祉サービス事業所件数】（訓練等給付）  
(令和5年2月1日現在)



**就労移行支援 :**一般企業への就労を希望する65歳未満の方へ、就労に必要な知識及び機能の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行う。

**就労継続支援A型 :**一般企業での就労が困難な方につき、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び機能の向上のための訓練を行う。

**就労継続支援B型 :**一般企業での就労が困難な方につき、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識の向上や維持のための訓練を行う。

## 就労部会からの提言 ①

### ○就労系障害福祉サービスにおける状況に合わせた柔軟な支給決定

一般就労中の企業における支援と就労系障害福祉サービスによる支援の連携については、現行では、就労系障害福祉サービスの利用における施設外支援（3ヵ月の範囲でのトライアル雇用期間中の支援）や休職中の障がい者の復職支援、一般就労中の勤務を行わない日や時間における支援等の形態が、サービスの支給決定者である市町村の判断により運用されている状況です。

しかしながら、これら運用に関しては、ケースごと個別の判断となってばらつきが生じていたり、就労継続支援事業（A型・B型）については、直ちに一般就労することが難しい者に対して、知識や能力の向上のための訓練等を実施するという趣旨・目的から、原則として一般就労中における就労系福祉サービスの利用は想定していないとする自治体もあります。

障がいのある方の働き方の選択肢が増える中、「一般就労」か「福祉的就労」かの二者択一ではなく、ひとり一人に合った「サービス利用」と「働き方」との適切なマッチングが成されるよう、下記の様なケースに対し行政には、より慎重且つ柔軟な支給決定を求めます。

- ・企業に雇用されて籍を残したまでの「復職」を目指すための機能回復を目的としたサービス利用
- ・勤務先での「継続勤務」や「就業時間の拡大」等を狙いとしたステップアップ（訓練）を目的としたサービス利用
- ・長年働いてきた企業から福祉への「ソフトランディング」（急激な環境変化の回避）を目的としたサービス利用
- ・就職された方が後に離職し、再就職を目指して就労移行支援事業の再利用を希望した際の「年限」の考え方

## 就労部会からの提言 ②

### ○中小企業における障がい者雇用促進のための助成制度の実施

障がいのある方の雇用については、企業側からは、障がいのある方に対する接し方、雇用管理の方法が分からぬ、どのような仕事を担当させればよいのか分からぬといった不安の声があり、一方、障がいのある方からは、どのような仕事が適職か分からぬ、就職するのが初めてなので職場の仕事に耐えられるかどうかといった不安があると聞きます。

また、企業等で雇用する前の職場実習を行うことは、これらの不安を双方が解消するよい機会であり、障がいのある方の理解、雇用促進に繋げるための一つの方法ですが、特に中小零細企業の多い習志野市においては、限られた人員ゆえ受け入れにあたっての企業側への負担は、大きいものと考えられます。

千葉県ホームページによりますと、障害者雇用促進（令和4年4月時点）の市町村単独の企業への助成制度において、近隣市では、職場実習に対する補助制度等を設けています。障がいのある方の雇用促進につなげるため、習志野市においても職場実習奨励金など、助成制度の実施を要望します。

## 一 地域生活支援部会 からの提言 一

地域生活支援部会からの提言 ①

### ○共生型サービスの推進

報酬単価の引き上げ等については、第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取に記載し、県に要望をしました。施設が共生型サービスを実施する際には、サービス利用に繋がる様な周知を行い、市の関係各課と連携を取って、進めていただきたい。

地域生活支援部会からの提言 ②

### ○医療的ケア児等に関するコーディネーター機能の整備

医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、市障がい児福祉計画には「令和4年度に1名配置」となっており、早急に配置を実現していただきたい。

## 一 社会資源開発・改善部会 からの提言 一

社会資源開発改善部会からの提言 ①

### ○障がいのある人の住宅確保と住み続けるための支援について

- ・障がいがあることでアパート等の入居契約ができない人がいる現状が市内にある。
- ・令和8年度からの次期「習志野市住生活基本計画」策定時には、障がい分野から計画策定委員を選出し、障がい者も住宅を確保し暮らし続けられるまちづくりを目指していただきたい。
- ・住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るために、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し住宅情報の提供等の支援を実施する、「習志野市居住支援協議会」を設立していただきたい。
- ・市内に居住支援法人（住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定）を誘致する、または、市外の既存の居住支援法人の活用を具体的に検討していただきたい。

社会資源開発改善部会からの提言 ②

### ○入浴難民（自宅で入浴が困難な方）の入浴支援の拡充について

- ・訪問入浴と地域活動支援センターⅡ型での入浴支援、また、市外の生活介護事業所でのリフト浴のサービスを利用する障がい者もいるが、通所事業所で入浴希望者を断らざるを得ない現状が市内で散見されている。
- ・入浴支援についてのニーズと供給量を調査し、サービスの拡充を図っていただきたい。
- ・秋津地区福祉エリアの再整備時に、障がいのある人の入浴ができる事業や設備を作成していただきたい。特に、重症心身障がい者児や医ケアの必要な者児も利用できる機械浴等の入浴設備の整備が必要と考える。
- ・現在ある社会資源を活用して、障がいのある人の入浴ニーズを満たせるように、介護保険サービスを障がい者も利用できる共生型通所事業所の拡充を図っていただきたい。

# 巻末資料 移動支援アンケート 令和4年5月実施

市内外移動支援事業所 15 事業所が回答

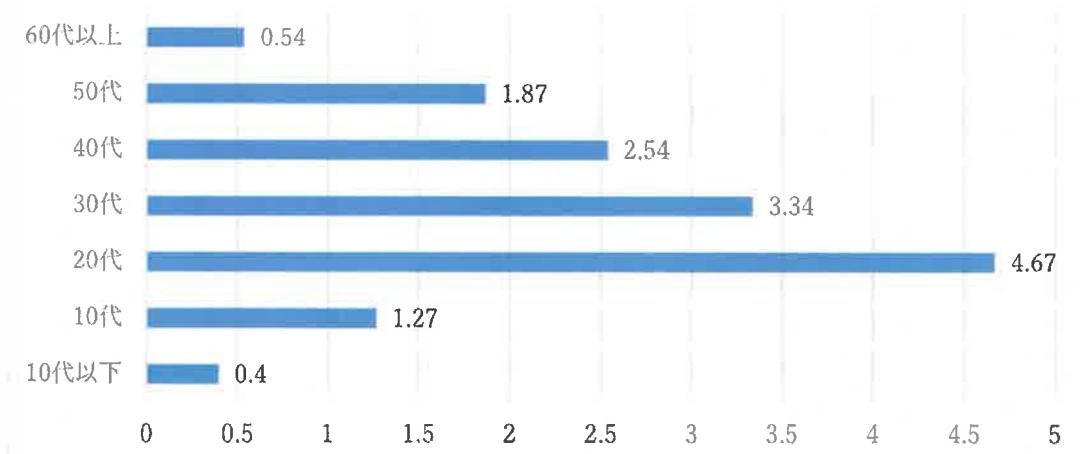
『アンケート』該当する項目にご回答、または○をお願いします。

## I ご利用内容等について

1、現在、貴事業所様における移動支援のご登録者は何名ですか？(年代も教えてください)

【 名 】 (内訳:10代以下 名 10代 名 20代 名 30代 名 40代 名 50代  
名)

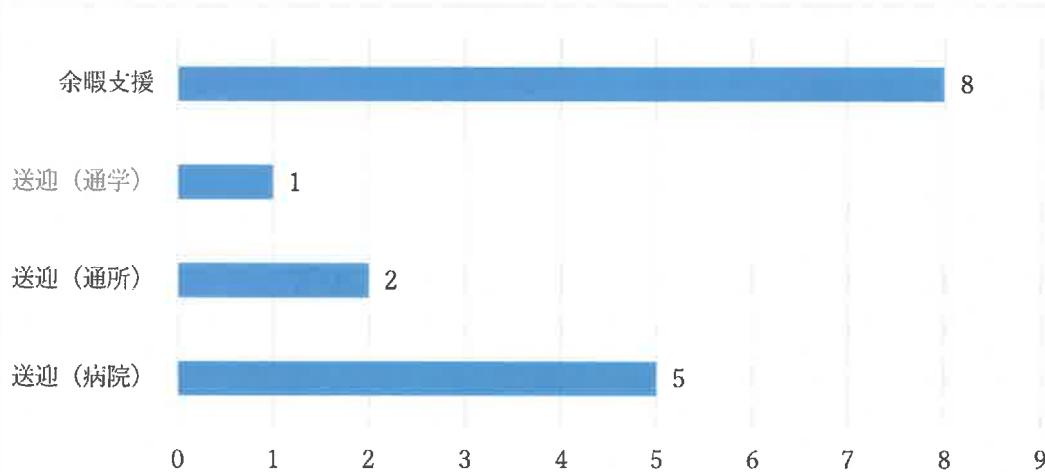
### 1事業所における年代別平均登録者数



2、支援内容で多いものはどれですか？(1番多いものを1つだけ○をお願いします。)

【 余暇支援 ・ 送迎(通学・通所・病院・短期入所先・グループホーム・ご自宅・その他) ・ その他  
( ) 】

※内容のいずれかに○もお願いします。



3、2で、ご回答された項目についてお答え可能な限りで結構ですので、その内容をご記入ください。

- ・通所先からご自宅まで移送(福祉有償運送)を含めた支援。
- ・通所先送迎車乗り場へお迎えに行き、寄り道をしつつ(夕食介助等)、ご自宅までの移動。
- ・通所先から降園した後の余暇外出。
- ・高校生の通学援助。
- ・通院と薬の受け取りの援助。
- ・買い物、公園や美容室、プール、映画鑑賞、カラオケ、イベント参加。

## II 従事者について

1、現在、貴事業所様における移動支援に従事する者は何名ですか？(年代も教えてください)

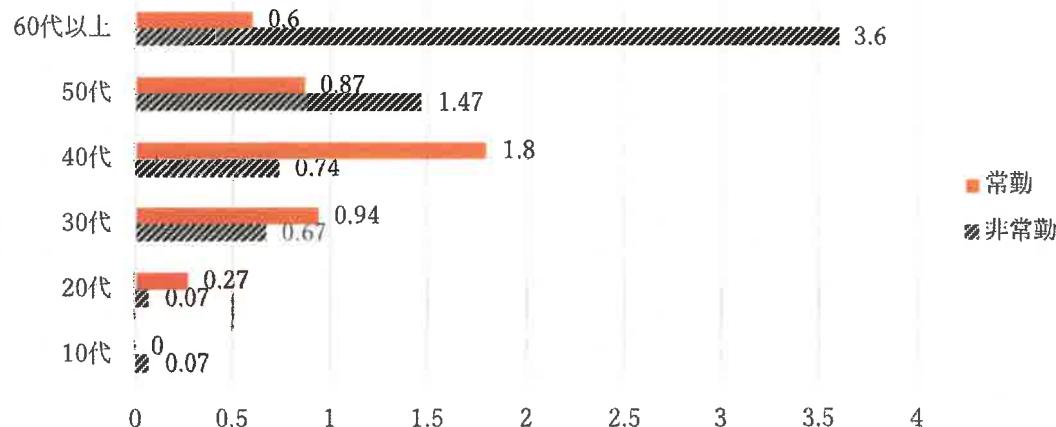
### 【 常勤 名 非常勤 名 】

(内訳:常勤 10代: 名 20代: 名 30代: 名 40代: 名 50代: 名 60代以上: 名 )

(内訳:非常勤 10代: 名 20代: 名 30代: 名 40代: 名 50代: 名

60代以上: 名 )

#### 1 事業所における年代別平均従事者数



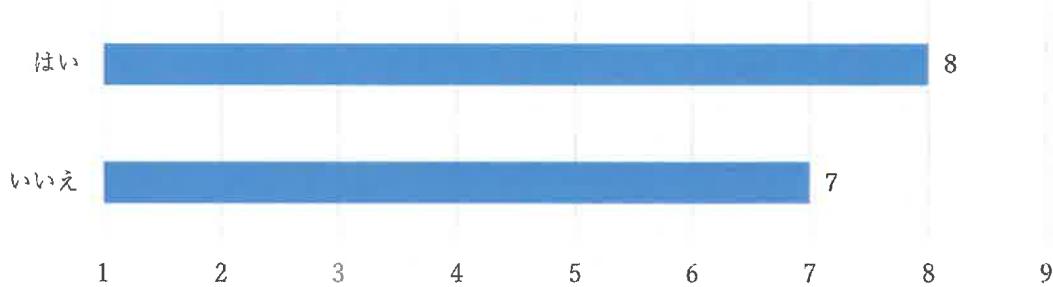
2、貴事業所様における従事者の課題は何でしょうか？(例：スタッフの高齢化、賃金が上がらない等)

- ・従事するための資格取得。
- ・人員不足。
- ・スタッフの高齢化。スタッフの高齢化に伴い、若いご利用者へのケアに対応しづらい。
- ・男性のヘルパー不足。
- ・障害は高齢に比べて単価が安く、賃金アップは望めない。支援と報酬が見合はず、支援者が増えない。

## II 移動支援事業の課題について

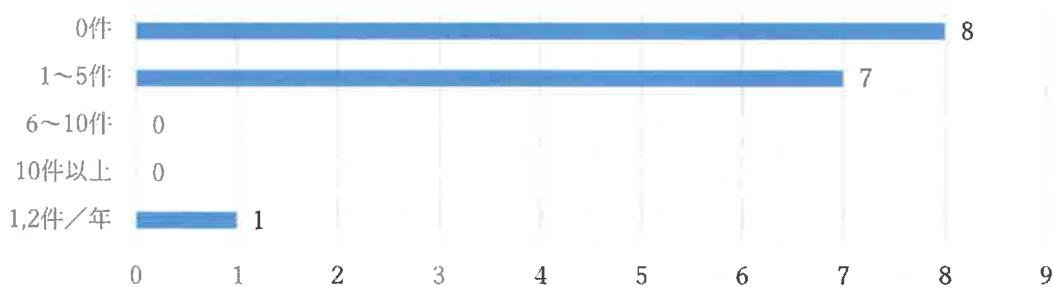
1、現在、貴事業所様において移動支援事業の新規ご利用者の受け入れはしていますか？

【 はい ・ いいえ 】



2、現在、毎月およそ何件くらい新規受け入れについてのご相談がありますか？

【 0 件 ・ 1~5 件 ・ 6~10 件 ・ 10 件以上 】



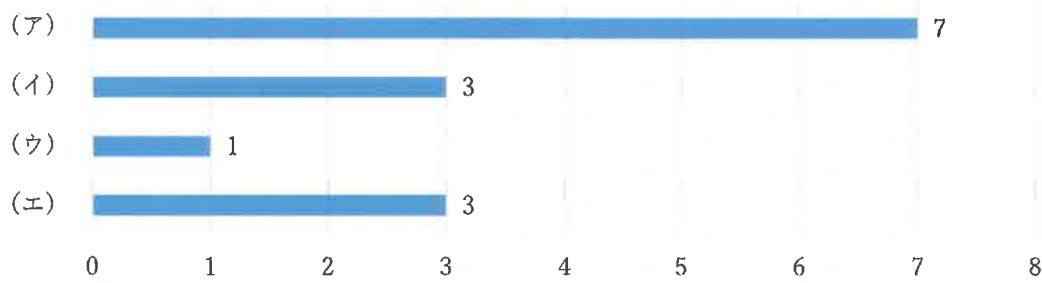
3、1で【いいえ】と回答された方は、現在、どのような理由で新規の受け入れを行っていないのでしょうか？（複数回答可）

（ア）事業所内のスタッフが不足し、新規の受け入れができない。

（イ）支援内容に対応できるスタッフがない。（右に具体的な内容をご記入ください。）

（ウ）継続的な支援は無理なため。（通学・通所への送迎支援の場合）

（エ）その他（ ）



(イ)具体的な内容

- ・高齢のヘルパーの体力が外出に対応しづらい。
- ・居住地。
- ・ケアの開始や終了時間が早すぎたり、遅すぎたりする。
- ・送迎支援に対応できない。
- ・男性の支援に対応できない。

(エ)その他

- ・時間・曜日が指定だと対応できるヘルパーがない場合がある。
- ・不規則な支援は対応しにくい(スケジュールが組めない)。
- ・週末に利用者が集中してしまう。平日は利用希望時間が短い。

4、今後、貴事業所様において移動支援従事者を増やす(継続する)ために”あつらいいな”と思うことは何でしょうか?

(複数回答可、そのうち、特に必要なもの1つに◎をお願いします。)

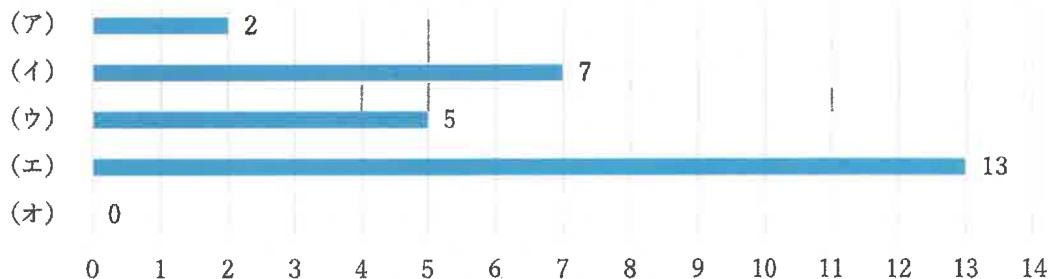
(ア)ガイドヘルパーの制度認定

(イ)資格取得費用の助成

(ウ)人材の斡旋

(エ)報酬単価の見直し

(オ)その他( )



5、その他、ご意見があれば、下記にお書きください。

- ・若い世代(子育てが一段落されたお父さん・お母さん)や、まだまだ元気な定年後の方々で、手が空いている余裕のある時間(すきま時間)に働く支援事業を知ってもらいたい。
- ・報酬単価が支援に見合っていないため、支援者が増えない。例えば、「身体介護無」の方でも、飛び出しや奇声、大声を出す、行動(動作)停止することが多々いる。軽度知的障がいで何でも返事するので理解していると思われるがちであるが、左右理解できない、車が前から来ても避けられない、人との距離感がつかめず異性に近づいてしまう。

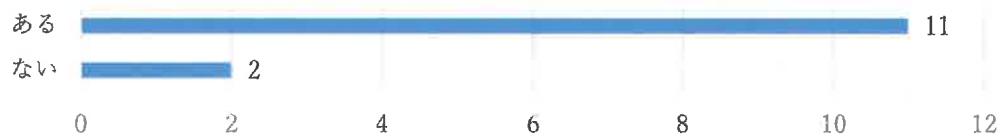
市内外相談支援事業所 1 3 事業所が回答

『アンケート』該当する項目にご回答、または〇をお願いします。

I 相談内容について

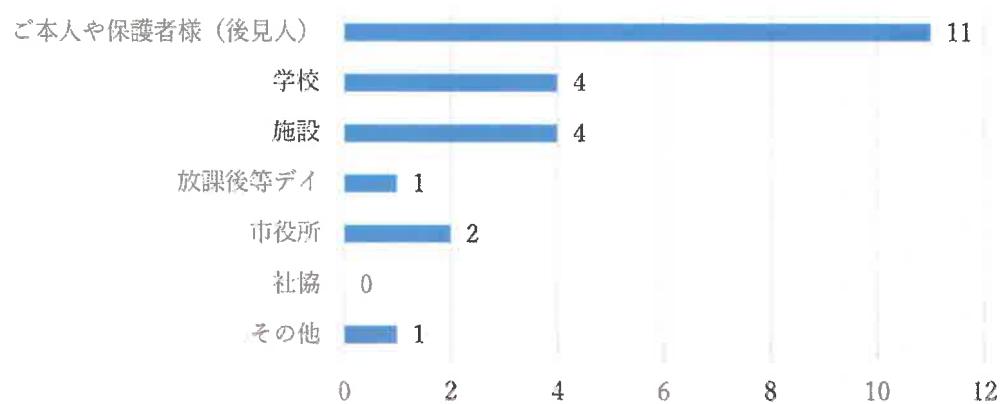
6、およそ過去5年間にご本人・保護者様や学校・施設等から移動支援事業についてご相談を受けたことがありますか？

【 ある ・ ない 】 →【ない】とご回答された方は下記の項目についてのご記入は不要です。



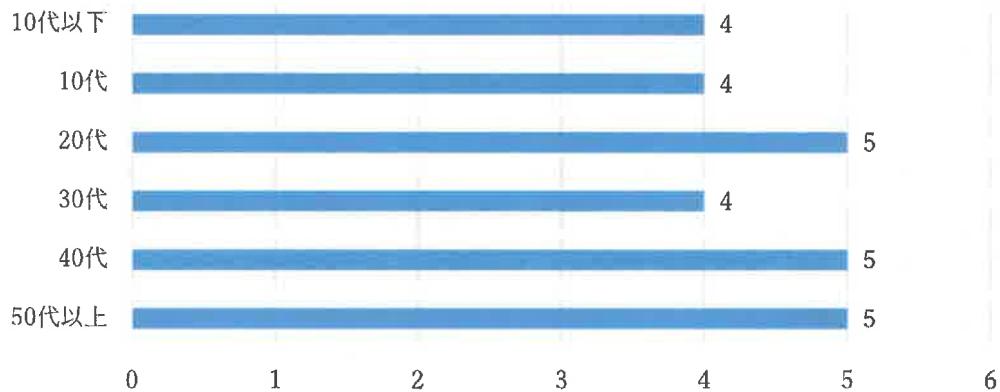
7、1で【ある】ご回答された方は、どちらから相談を受けられましたか？(複数回答可)

【 ご本人や保護者様(後見人) ・ 学校 ・ 施設 ・ 放課後等デイ ・ 市役所 ・ 社協 ・ その他 ( ) 】



8、1で【ある】ご回答された方は、ご相談を受けたご本人の年代を下記からご選択ください。(複数回答可)

【 10代以下 ・ 10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代以上 】



9、1で【ある】と回答された方は、どのような内容のご相談でしたか？

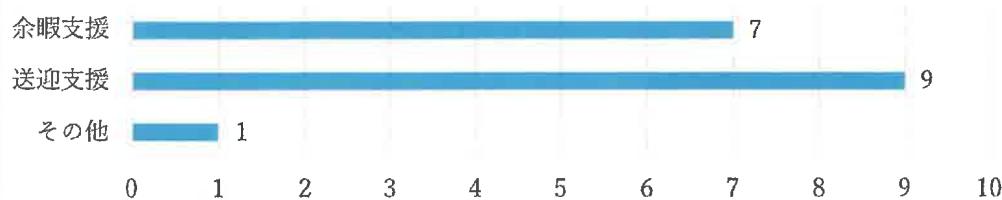
次の中からお答えください。(複数回答可)

(ア) 余暇支援

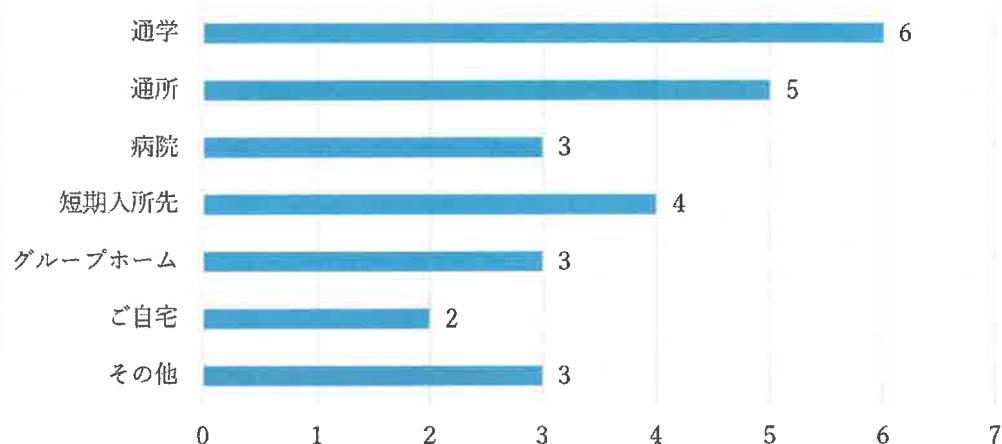
(イ) 送迎支援(内容:通学・通所・病院・短期入所先・グループホーム・ご自宅・その他)

※内容のいずれかに○もお願いします。

(ウ) その他( )



(イ) 送迎支援の内訳

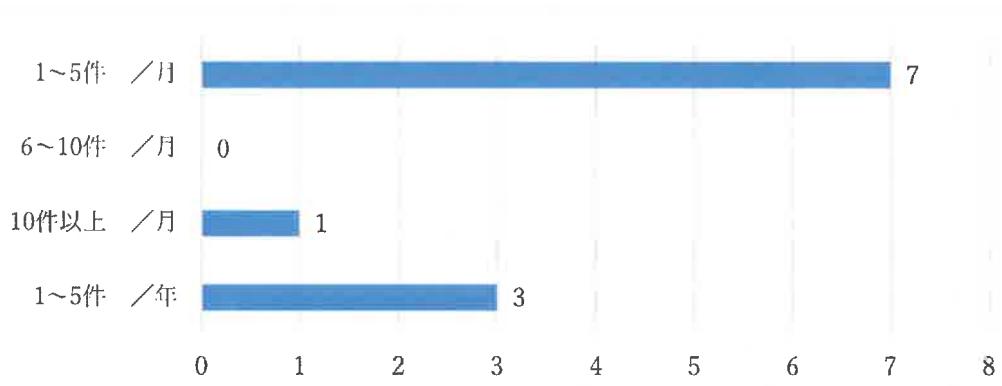


10、3で、ご回答された項目について、お答え可能な限りで結構ですので内容をご記入ください。

- |   |                        |
|---|------------------------|
| ・安定した登校ができない児童への通学支援。                                       | ・ご家族の高齢化に伴い、短期入所先への送迎。 |
| ・施設実習をさせたいが仕事で送迎が難しい。                                       | ・週末の余暇として外出・外食がしたい。    |
| ・本人の年齢が上がり、体力も落ちてきたため公共交通機関の利用に不安が出てきて、保護者の方の負担が大きくなってきたため。 |                        |
| ・一人で買い物に行くこと(乗り物に乗ること)に不安がある。                               |                        |
| ・学校の実習先、各福祉サービス事業所への入所先・体験先への送迎。                            |                        |
| ・特別支援学校へのバスでトラブルがあり、ご家族・学校からの依頼で、移動支援利用見込みとなった。             |                        |
| ・洋服購入の際の同行。   |                        |
| ・短期入所先が不便なところにあり、タクシーを利用していたが金銭的負担が大きい。                     |                        |
| ・自宅とグループホーム間の移動。  |                        |
| ・学校が長期休暇中の校内の放課後児童会(開所午前8時)までの登校支援。                         |                        |
| ・未就学児・就学児の保護者より相談。通学や通所の相談で、支給決定を受けられないケースがあった。             |                        |
| ・一人で通学が出来るようにしたい。   |                        |

11、現在、毎月およそ何件くらい移動支援についてのご相談を受けますか？

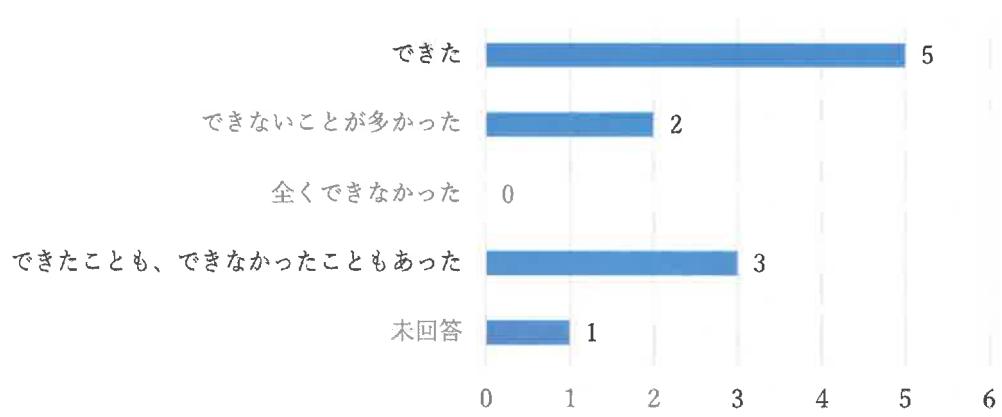
【 1～5 件 ・ 6～10 件 ・ 10 件以上 】



## II 連携について

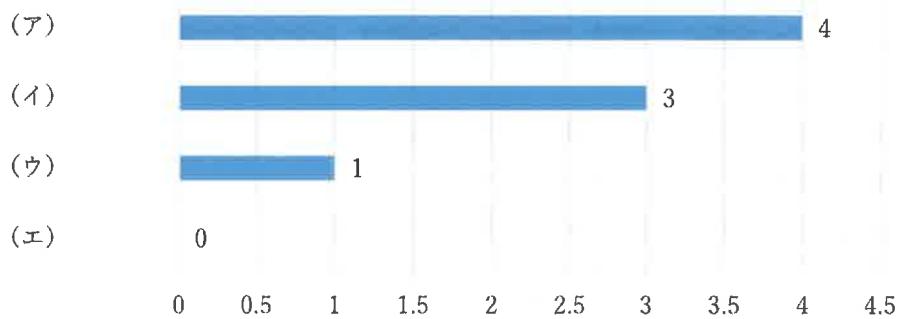
3、ご相談を受けた内容について、移動支援事業所につなげることはできましたか？

【 できた ・ できないことが多かった ・ 全くできなかった 】



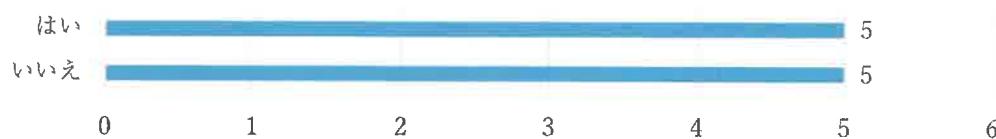
4、1で【できないことが多かった・全くできなかった】と回答された方は、どのような理由で移動支援事業所につなげることができませんでしたか？(複数回答可)

- (ア) 事業所内のスタッフが不足し、新規の受け入れができないと言われた。
- (イ) 支援内容に対応できるスタッフがないと言われた。(同性介助が必要・男性ヘルパーの不足など)
- (ウ) 継続的な支援は無理と言われた(通学・通所への送迎支援の場合)
- (エ) その他( )



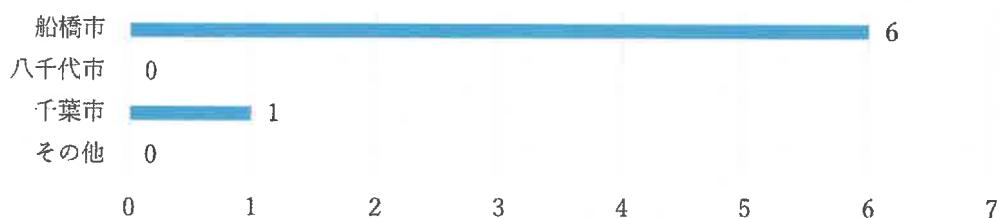
5、1で【できた】と回答された方は、習志野市内の移動支援事業所につなげることができましたか？

【 はい ・ いいえ 】



6、3で【いいえ】と回答された方は、どの市町村の移動支援事業所につなげることができましたか？

【 船橋市 ・ 八千代市 ・ 千葉市 ・ その他( )】



7、現在、移動支援事業所は習志野市内に不足していると思いますか？

【 はい ・ いいえ 】



☆ 今後、移動支援のご相談があった場合に、どのようなことを望まれますか？また、移動支援事業所が不足していると感じると不足していると

感じる場合、改善に向けて何を行うべきか教えてください。

- ・行政側で各事業所の空き状況などを集約してほしい。
- ・移動支援の単価見直し。移動支援の単価が安い、実施しているところが少ない。市単独での加算をつける等のサポートをして事業所を増やす取り組みをお願いしたい。
- ・事業所として赤字になると断られたり、早朝や日曜日など対応できる人がいない。待機時間がある時、報酬がないとの理由で断られるケースがあります。習志野市の事業所で多い。
- ・人材の確保・育成と、事業の開始のしやすさ、継続できる環境(金銭面も含め)が重要だと思います。
- ・ガイドヘルパー講座をやりましょう。
- ・移動支援事業所の多くは他事業と兼務をしているところが多く、人員が限られており、特に高齢者の事業所と併設している場合、朝のモーニングケアの時間帯に人員を確保することは難しいとのことだった。人員確保・育成に向け、行政が何か施策を講じない限り改善していかないと思う。
- ・共働き家庭が増えているため、長期休暇中の移動支援の需要は今後も増加すると思われる。

